

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人長崎大学(法人番号3310005001777)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

本学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を行っている独立行政法人の他、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(当該法人2,651人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、他国立大学法人を参考とした。なお、本学においては、学長の報酬月額を法人化以前より抑制している。

(1)他国立大学法人・・・同じ規模の国立大学法人として千葉大学、新潟大学、金沢大学、岡山大学、熊本大学をそれぞれ参考としている。(常勤職員数2,600～3,400人程度)
公表資料によれば、平成29年度の各大学の長の年間報酬額は
18,581～21,162千円(平均19,481千円)

(2)事務次官年間報酬・・・23,274千円

② 平成30年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

業績給については、具体的な率を定める形ではなく、本学が定める役員給与規程において、本給月額の額は経営協議会の議を経て、また、期末特別手当の額は役員ごとの業績に応じて経営協議会の議を経て、これを変更できることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成30年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については長崎大学役員給与規程に則り、本給月額1,035,000円に諸手当(地域手当、通勤手当等)を加算して算出している。期末特別手当についても長崎大学役員給与規程に則り、本給月額+地域手当+(本給月額+地域手当)×100分の20+本給月額×100分の25の額(期末手当特別基礎額)に、期別支給割合(6月期は100分の157.5、12月期は100分の172.5)及びその者の在職期間に応じた割合を乗じた額としている。

なお、平成30年度においては国家公務員の給与の改定に準拠し次のような改定を行った。

○12月期の期別支給割合を100分の172.5から100分の177.5に引き上げた。

理事

法人の長に準ずる。
本給月額は706,000円もしくは761,000円

理事(非常勤)

該当者なし。

監事

法人の長に準ずる。
本給月額は706,000円

監事(非常勤)

法人の長に準ずる。
本給月額は292,000円(非常勤役員手当として支給)
期末特別手当は支給しない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成30年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,944	千円 12,420	千円 5,152	千円 372 (地域手当)			
A理事	千円 13,244	千円 9,132	千円 3,788	千円 273 (地域手当) 50 (通勤手当)			
B理事	千円 13,072	千円 8,472	千円 3,713	千円 254 (地域手当) 593 (広域異動手当) 39 (通勤手当)	H30.4.1		◇
C理事	千円 13,194	千円 9,132	千円 3,788	千円 273 (地域手当)			
D理事	千円 13,215	千円 9,132	千円 3,788	千円 273 (地域手当) 21 (通勤手当)			
E理事	千円 13,194	千円 9,132	千円 3,788	千円 273 (地域手当)			
F理事	千円 13,250	千円 9,132	千円 3,788	千円 273 (地域手当) 56 (通勤手当)			
A監事	千円 12,294	千円 8,472	千円 3,514	千円 254 (地域手当) 53 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 3,504	千円 3,504	千円 0	千円 0 ()			

注1:「その他」は手当等が支給されている場合に記載。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計金額は必ずしも一致しない。

注4:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する常勤役員に支給しているものである。

注5:「広域異動手当」とは、人事交流により本学の常勤役員となった場合において、事業所間の距離及び住居と事業所との距離が60km以上のとき、異動の日から3年間(5%~10%)支給される手当である。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

長崎大学は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献することを理念としており、学長のリーダーシップの下に、9学部、7研究科、2研究所及び大学病院を着実に発展させている。平成30年度においては、4月に多文化社会学研究科修士課程の開設、10月に熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程を開設し、熱帯医学研究所においてはグローバルヘルス人材育成プログラムが平成30年度「卓越大学院プログラム」に採択されるなど国際的に質の高い教育研究体制を充実させている。また、マラリア薬等の開発を目的とした塩野義製薬株式会社との包括的連携協定を締結し熱帯医学研究所内に「シオノギグローバル感染症連携部門」を設置、船舶海洋分野の人材育成のため株式会社大島造船所による包括的連携協定を締結し寄付講座「船舶海洋人材育成講座」を設置した。また多文化社会学研究科の博士後期課程の設置申請を平成31年3月に行い、さらに情報系新学部の設置にあたり、学内教員及び学生定員の再配置において学長の強力なガバナンスのもとで検討を推し進め、平成31年4月に文部科学省へ設置申請を行った。

これらの取組を行う中で、本学の学長は、職員数約2,600人の法人の代表として、大学における業務を統括し、経営責任者と教学責任者としての職務を同時に担っている。

本学では、法人化前の国家公務員指定職俸給表を踏まえて学長の報酬月額を定めている。学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化以前と同等以上であるが、報酬月額については法人化以前より抑制している。また、学長の報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬31,928千円と比較して、その水準以下にある。事務次官の平成30年度の年間給与額23,274千円と比べてもそれ以下となっている。

以上、上記学長の職務内容・職責及び民間企業、法人化以前の報酬水準との比較を踏まえると、学長の報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

理事の報酬水準の検討にあたっては、法人規模が同等程度の他国立大学法人（千葉大学、新潟大学、金沢大学、岡山大学、熊本大学）を参考に、国家公務員指定職俸給表を鑑み、また、学長に準じ抑制のうえ報酬水準を決定している。

理事(非常勤)

該当者なし。

監事

監事の報酬水準の検討にあたっては、理事と同様に法人規模が同等程度の他国立大学法人を参考に、外部からの視点で大学の業務のすべてを監査し、業務改善への意見を行うという職務の重要性から、理事と同様の水準を決定している。

監事(非常勤)

監事の報酬水準の検討にあたっては、理事と同様に法人規模が同等程度の他国立大学法人を参考に、外部からの視点で大学の業務のすべてを監査し、業務改善への意見を行うという職務の重要性から、理事と同様の水準を決定している。

非常勤のため額については監事の報酬月額をもとに日給を算出し、月の平均勤務日数を乗じたものを本給月額としている。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成30年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年 月			
理事A	千円 4,299 (32,572)	年 月 4 6 (32) (0)	H31.3.31	1.0	
監事A	千円 該当者なし	年 月			
監事B (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注:理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した額及び期間を記載した。

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	当該理事は大学病院担当として平成26年10月から病院長を命ぜられ、在任期間中にはメンター制度、ポートフォリオシステムの導入などの医療教育の改善・充実に向けた取組、ICTネットワークを活用した地域医療連携を行い、手術室及び集中治療部の病床数の増加・屋上ヘリポート設置などの中央診療棟整備、国際医療センターを開設しての国際医療を担う人材の育成、災害医療における業務調整員を要請する研修の実施など災害医療対応強化の取組、渡航受診患者の受け入れ基盤整備、総合周産期母子医療センターの拡充等様々な取組を実施し大学病院の機能充実及び経営拡充に貢献した。また、平成30年度には公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価で国内初の一般病院3の認定を受けた。これら担当業務に対する貢献及び国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価等の結果を総合的に勘案したうえで、業績勘案率を1.0と決定した。
監事A	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考える。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給については、具体的な率を定める形ではなく、本学が定める役員給与規程において、本給月額額は経営協議会の議を経て、また、期末特別手当の額は役員ごとの業績に応じて経営協議会の議を経て、これを変更できることとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国から運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適した適性な給与水準とすることとしている。

給与水準を検討するにあたっては、他の国立大学法人、国家公務員を参考にした。

他国立大学法人は本学と同程度の法人規模の大学(2,600~3,400人)であり、教育・研究の事業内容も類似する大学を参考としている。

国家公務員・・・平成30年国家公務員給与実態調査において行政職俸給表(一)適用職員の平均給与月額が410,940円となっており、全国家公務員の給与月額は417,230円となっている。

なお、本学の主な職種における対国家公務員指数は次のとおりである。

事務・技術職員:83.4、医療職員(病院看護師)96.4、教育職員(大学教員)88.5

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績に応じて、賞与時期(6月・12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号俸数)を決定する。また、昇格においても勤務成績に応じて昇格・降格を行う。

勤勉手当については6月1日及び12月1日の基準日において在職する職員に対し、基準日以前6箇月間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ支給割合を決定する。

昇給については1月1日に昇給期1年間の勤務成績に応じて「A」(8号俸以上)から「E」(0号俸)までの5段階で昇給をさせることができる。

昇格については勤務成績が良好で、かつ本学が定める基準を満たす者は上位の職務の級に決定することができる。勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

③ 給与制度の内容及び平成30年度における主な改定内容

長崎大学職員給与規程に則り、本給、教員特殊業務給及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、教員特殊業務割増手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び義務教育等教員特別手当)としている。

期末手当については、本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計(長崎大学職員給与規程第25条第2項第1号及び第2号の表に定める職員にあってはそれぞれの表の区分に対応する加算率を乗じて得た額をそれぞれ加算した額)を基礎として、6月に支給する場合においては100分の122.5(特定幹部職員は100分の102.5)、12月に支給する場合においては100分の137.5(特定幹部職員は100分の117.5)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については勤勉手当基礎額(本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額)に長崎大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則に基づいた勤勉手当の成績率等の決定基準により定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成30年度においては国家公務員の給与の改定を参考として、本学も同様に次のような改定を行った。

・平成30年4月1日付で平成27年1月1日の昇給において号俸抑制を受けている若手職員の号俸を回復させた。

・平成31年1月1日に本給月額を見直し、平均0.2%増額した。

・期末・勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げた。

・扶養手当の額を配偶者:10,000円から6,500円に、子:8,000円から10,000円に改訂し、配偶者の有無に関わらず父母等を6,500円とした。

また、現給保障措置(平成27年4月1日給与改正前の給与保障)及び特定職員(行(一)6級以上等で55歳以上の職員)の給与の1.5%減額措置は平成30年3月31日までで終了した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成30年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 2290	歳 42.6	千円 6,343	千円 4,630	千円 48	千円 1,713
事務・技術	人 452	歳 42.2	千円 5,481	千円 4,020	千円 67	千円 1,461
教育職種 (大学教員)	人 874	歳 48.7	千円 8,134	千円 5,891	千円 40	千円 2,243
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 651	歳 36.6	千円 4,903	千円 3,605	千円 46	千円 1,298
技能・労務職種	人 4	歳 59.8	千円 5,509	千円 4,015	千円 105	千円 1,494
海事職種	人 14	歳 43.4	千円 7,420	千円 5,497	千円 0	千円 1,923
海技職種	人 14	歳 43.4	千円 5,663	千円 4,155	千円 0	千円 1,508
教育職種 (附属高校教員)	人 22	歳 46.4	千円 7,828	千円 5,755	千円 121	千円 2,073
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 51	歳 40.9	千円 6,750	千円 4,987	千円 55	千円 1,763
医療職種 (病院医療技術職員)	人 208	歳 36.6	千円 4,930	千円 3,643	千円 43	千円 1,287
その他	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員(年俸制)	人 13	歳 42.7	千円 8,828	千円 8,828	千円 62	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 13	歳 42.7	千円 8,828	千円 8,828	千円 62	千円 0

在外職員	人 5	歳 50.1	千円 11,162	千円 9,512	千円 0	千円 1,650
------	--------	-----------	--------------	-------------	---------	-------------

再任用職員	人 21	歳 62.6	千円 3,456	千円 2,892	千円 67	千円 564
事務・技術	人 14	歳 62.6	千円 3,563	千円 2,981	千円 74	千円 582
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 3	歳 63.8	千円 3,071	千円 2,582	千円 52	千円 489
海事職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
海技職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 4	歳 62.0	千円 3,372	千円 2,812	千円 51	千円 560

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	98	41.5	3,306	2,531	69	775
事務・技術	70	42.7	3,238	2,373	74	865
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)	12	31.9	3,334	3,334	16	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	12	40.4	3,518	2,580	75	938
医療職種 (病院医療技術職員)	4	52.3	3,785	2,766	128	1,091

注1: 【常勤職員】【常勤職員(年俸制)】には、【在外職員】及び【再任用職員】を含まない。

注2: 「教育職種(大学教員)」には、診療行為を行う教育職員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、実験助手、調理師、守衛等の業務を行う職種をいう。

注4: 「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、一等航海士等の業務を行う職種をいう。

注5: 「海技職種」とは、船舶の甲板長、操機長、司厨長等の業務を行う職種をいう。

注6: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員をいう。

注7: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校の教員をいう。

注8: 【常勤職員】の「その他」とは、病院以外に勤務する保健師、医療技術職員をいう。

注9: 【常勤職員】の「その他」、【再任用職員】の「海技職種」及び「教育職種(附属高校教員)」、【非常勤職員】の「教育職種(大学教員)」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員、再任用職員、非常勤職員それぞれの全体の数値からも除外している。

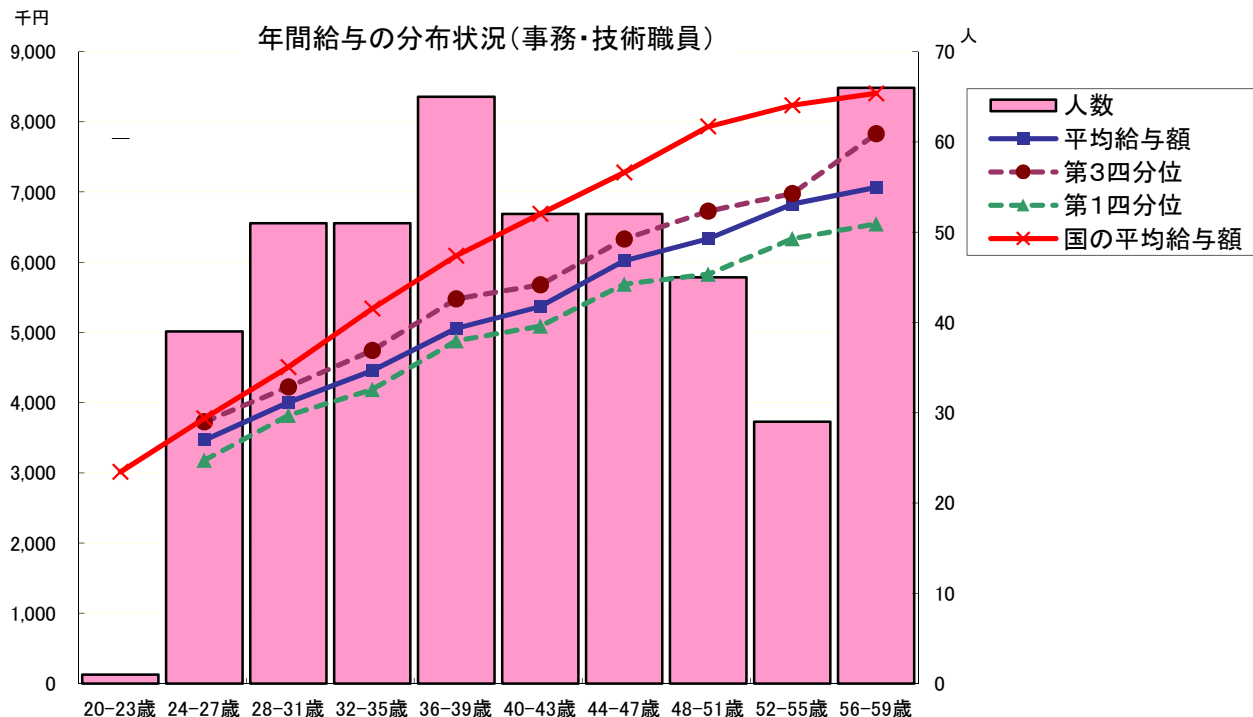
【任期付職員(年俸制適用者)】

任期付職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	44.5	5,717	5,717	0	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他	3	44.5	5,717	5,717	0	0

注1: 任期職員(年俸制適用者)の「その他」とは、戦略職員をいう。

注2: 任期付職員(年俸制適用者)の「教育職種(大学教員)」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、全体の数値からも除外している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]

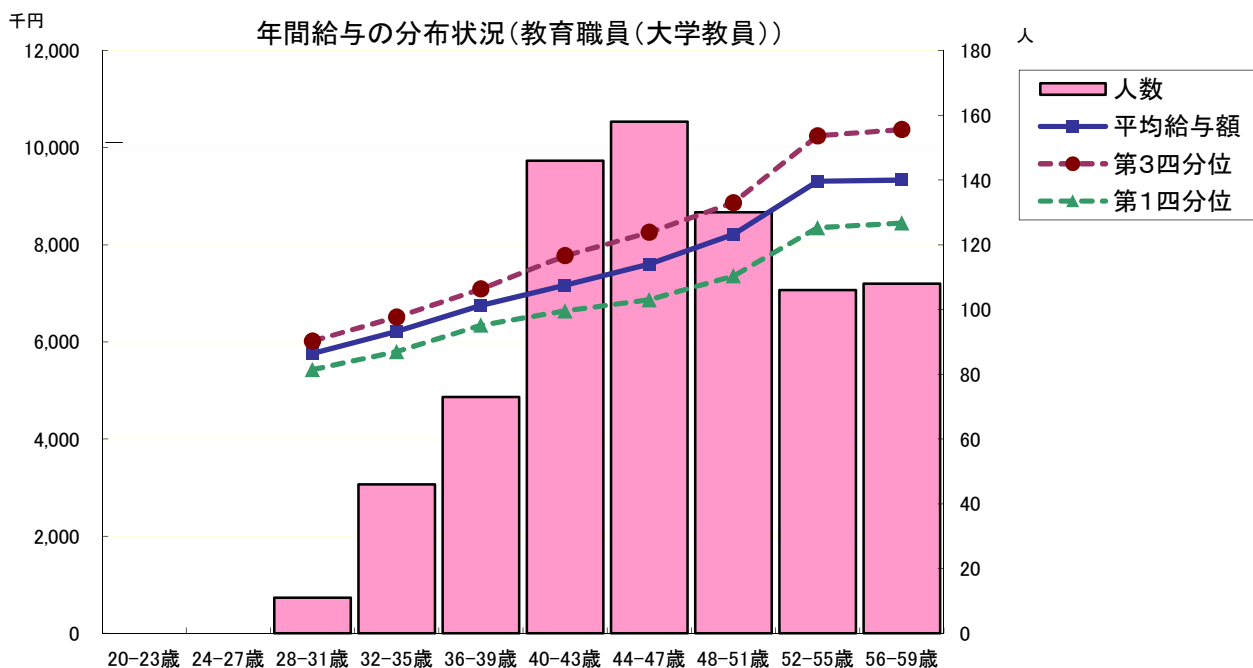


注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

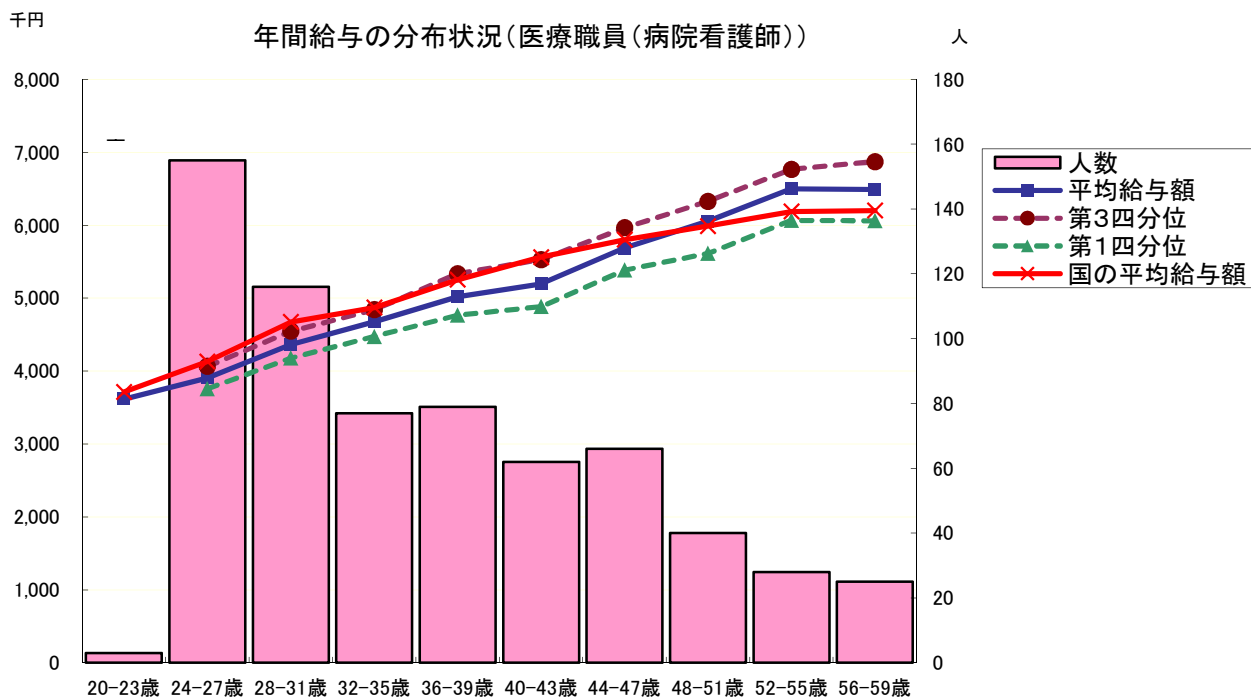
注2: 「四分位」とは、ばらつき具合を示す指標である。

「第1四分位」とは、年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3四分位」とは、小さい方から75%目の額とする。

注3: 年齢20～23歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注4: 年齢20～27歳の該当者はいないため、年間給与に関する折れ線は表示していない。



注5: 年齢20～23歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位は表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
部長	6	58.5	8,633	10,494～7,819
課長	33	55.0	8,057	10,134～6,564
課長補佐	41	53.1	6,815	8,058～5,719
係長	134	46.0	5,925	7,111～4,586
主任	92	40.6	5,136	6,431～3,904
係員	146	33.2	3,998	5,861～2,741

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	241	56.5	10,154	12,969～7,661
准教授	271	47.7	8,005	9,151～6,082
講師	79	48.3	7,758	8,849～6,811
助教	280	43.0	6,527	8,617～5,064
助手	1			
教務職員	2			

注1: 助手は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

注2: 教務職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
看護部長	1			
副看護部長	5	52.3	7,685	8,290～7,453
看護師長	35	52.8	6,687	7,201～5,679
副看護師長	72	46.9	5,920	6,717～4,895
看護師	538	34.0	4,563	6,299～3,476

注1:看護部長は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

④ 賞与(平成30年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

○事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 58.6	% 58.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.4	% 41.4	% 41.8
	最高～最低	% 53.8～39.5	% 48.5～38.0	% 51.1～38.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.8	% 59.4	% 58.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.2	% 40.6	% 41.4
	最高～最低	% 48.9～37.7	% 47.1～36.3	% 47.8～37.0

○教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.0	% 56.2	% 55.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 46.0	% 43.8	% 44.8
	最高～最低	% 54.1～39.7	% 51.5～38.3	% 52.7～39.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.0	% 59.6	% 58.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.0	% 40.4	% 41.2
	最高～最低	% 53.9～38.3	% 51.7～35.0	% 52.8～37.5

○医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 51.0	% 54.1	% 52.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 49.0	% 45.9	% 47.4
	最高～最低	% 51.1～47.1	% 48.8～43.2	% 49.9～46.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 59.1	% 58.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.4	% 40.9	% 41.6
	最高～最低	% 48.9～38.0	% 47.1～36.6	% 47.9～37.3

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 83.4 ・年齢・地域勘案 90.6 ・年齢・学歴勘案 83.2 ・年齢・地域・学歴勘案 90.4 (参考) 対他法人 95.0
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める財政支出の割合 29.4%】 (国からの財政支出額 16,779百万円、支出予算の総額 57,002百万円：平成30年度予算)</p> <p>【累積欠損額 なし】</p> <p>【管理職の割合 8.6%(常勤職員数452人中39人)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 67.9%(常勤職員数452人中307人)】</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 本学における平成30年度予算の国からの財政支出額は約168億円となり、ガイドラインによる国の財政支出規模の大きい法人(支出額100億円以上)に該当することとなるが、累積欠損がないこと、管理職の割合(国における行政職(一)6級以上の割合16.5%)は低く、本学の規模(9学部、7研究科、2研究所及び大学病院)、対国家公務員指数及び他国立大学法人指数が100未満である等を勘案した結果、給与水準は適切と思われる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準の維持に努める。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 96.4 ・年齢・地域勘案 97.0 ・年齢・学歴勘案 95.4 ・年齢・地域・学歴勘案 96.5 (参考)対他法人 96.3
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める財政支出の割合 29.4%】 (国からの財政支出額 16,779百万円、支出予算の総額 57,002百万円:平成30年度予算)</p> <p>【累積欠損額 なし】</p> <p>【管理職の割合 0.9%(常勤職員数651人中6人)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 47.1%(常勤職員数651人中307人)】</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 本学における平成30年度予算の国からの財政支出額は約168億円となり、ガイドラインによる国の財政支出規模の大きい法人(支出額100億円以上)に該当することとなるが、累積欠損がないこと、管理職の割合(国における医療職(一)5級以上の割合0.87%)は国と大きく変わらず、本学の規模(9学部、7研究科、2研究所及び大学病院)、対国家公務員指数及び他国立大学法人指数が100未満である等を勘案した結果、給与水準は適切と思われる。</p>
	<p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 88.5

注:上記比較指標は、法人化前の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成29年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した数字である。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

【事務・技術職員】

- 22歳(大卒初任給)
月額 180,700円 年間給与 2,961,000円
- 35歳(係長・主査)
月額 283,700円 年間給与 4,853,000円
- 50歳(班長・課長補佐)
月額 375,400円 年間給与 6,507,000円

【教育職員(大学教員)】

- 27歳(博士課程修了)
月額 289,600円 年間給与 4,746,000円
- 35歳(講師)
月額 362,500円 年間給与 6,283,000円
- 50歳(准教授)
月額 455,600円 年間給与 7,897,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子一人につき10,000円)を支給。

※事務・技術職員の22歳及び教育職員の27歳の年間給与には地域手当は入っていない。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績に応じて、賞与時期(6月・12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号俸数)を決定する。また、昇格においても勤務成績に応じて昇格・降格を行う。

勤勉手当については6月1日及び12月1日の基準日において在職する職員に対し、基準日以前6箇月間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ支給割合を決定する。

昇給については1月1日に昇給期1年間の勤務成績に応じ「A」(8号俸以上)から「E」(0号俸)までの5段階で昇給をさせることができる。

昇格については勤務成績が良好で、かつ本学が定める基準を満たす者は上位の職務の級に決定することができる。勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,281,879	千円 14,235,475	千円 14,240,732	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 1,295,732	千円 1,202,547	千円 1,243,944	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 9,526,310	千円 9,441,376	千円 9,592,256	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 3,313,955	千円 3,335,262	千円 3,442,433	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 28,417,876	千円 28,214,660	千円 28,519,365	千円	千円	千円

注1: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注3: 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用されている職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含み、法定福利厚生費を除いているため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

総人件費の増減要因

①給与、俸給等支給総額

国家公務員の給与の改定を参考として、本給月額を平均0.2%増額及び勤勉手当支給月数を0.05月引き上げたことにより給与支給額が増となったが、対象となる常勤教員が減ったこと等により平成29年度に比べ大きな差は生じなかった。(5,257千円増)

②退職手当支給額

平成30年度と平成29年度の退職者総数に大きな変動はないが、平成29年度より任期満了退職者が増えたこと及び比較的退職金が低額な若年層退職者が減ったことなどから、平成29年度に比べ3.4%増(41,397千円)となった。

③非常勤役職員等給与

国家公務員の給与の改定を参考として本給月額及び勤勉手当の額を引き上げており、また運営費交付金によらない職員(有期雇用職員等)やパートタイマー等の増加により、平成29年度に比べ1.6%増(150,880千円)となった。

④福利厚生費

共済組合の長期保険料率の保険料率等があがったことによる福利厚生費の増及び職員数の増により、平成29年度に比べ3.2%増(107,171千円)となった。

⑤最広義人件費

上記①～④の理由により、平成29年度に比べ1.1%増(304,705千円)となった。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

・役員に関する講じた措置の概要: 退職手当の額は、役員としての在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5を乗じて得た額に乘じる調整率を100分の87から83.7に改訂した。

・職員に関する講じた措置の概要: 退職日本給月額に勤続期間・退職理由別支給率を乗じて得た額に乘じる調整率を100分の87から83.7に改訂した。また、退職手当の基本額を算定基礎としている職員の調整額について当分の間、基本額の100分の8に相当する額を100分の8.3に相当する額に改訂した。

Ⅳ その他

特になし。